I		予算		目名 決算書(
	款	項	目	日石	八 异音(1)		
	3	1	1	社会福祉総務費	186		

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

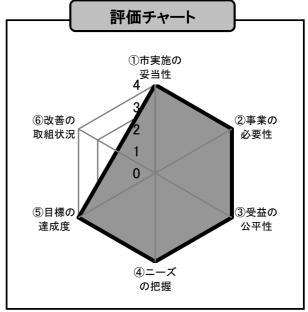
1:争未似安	
施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出し、国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化を図るもの。
事業内容	 ●根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 179,699,424円(県3/4、市1/4) 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金(保険者支援分) 104,219,754円(国1/2、県1/4、市1/4) 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 8,495,576円(地方交付税) 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 22,264,000円(地方交付税) 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○職員給与費等繰出金(事務費等繰出金) 27,842,322円(地方交付税) 職員給与費や国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ●その他繰出金(法定外繰出金) ○市の基準により定めている項目について繰り出す。・福祉医療波及分 64,570,599円 子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。・特定健診・保健指導経費 22,808,325円 保険者の責に帰することのできない健診部分を繰り出す。 ●前年度精算分 10,568,442円
事業の 成果・効果	保険税の軽減や低所得者の税負担を補償することにより、中間所得層への税負担の増加を緩和している。 保険者が実施すべき保健事業に係る費用や事務費用などについて補償することで、保険税負担への転嫁を抑えている。 市の施策である福祉医療の実施による国庫補助金の減額について、加入者の負担とならないよう繰り入れを行っている。

Ⅱ:個別事業内訳 (単位:千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名			一般財源	総見直	し・総点検進	捗評価	
学 未石	人 异般	特定財源 一般財活		の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
国民健康保険特別会計繰出金	440,468	212,939	227,529	52%	2	2	2
-	1	1	1	1	1	-	-
-	1	1	1	1	ı	-	-
-	1	1	1	ı	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	1	1	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	440,468	212,939	227,529	52%	2	2	2

(単位:千円)

	事業費	H30決算		R2予算	
	尹未其	422,090	440,468	449,538	
	国県支出金	219,732	212,939	212,904	
財源	地方債	0	0	0	
内訳	その他	0	0	0	
	一般財源	202,358	227,529	236,634	
-	一般財源の割合	48%	52%	53%	



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
計画の抵点	計川川	京士 IIII 1以 7次
①市実施の 妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担金(国民健康保険法第72条の3)などを繰り入れるものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の 必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の 公平性	4	被用者保険に加入できない約15,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰入 金であり、他の保険加入者とのバランスを考えた上で実施している。
④ニーズ の把握4		繰入金の範囲等について、被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代 表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の 達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、概ね計画どおりであった。
⑥改善の 取組状況	2	サービスそのものではなくサービスを行うための財政運営に係る業務であり、広く市民に 情報発信する性質のものではない。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

C. Self Charles and M. D. C.							
令和元年度に見直しを 実施した事項	-						
令和2年度に見直しを 実施している事項	-						
今後見直しを検討する事項	-						

課題	対応策・今後の方向性
_	_

		予算		目名	決算書(P)	
赤	款項目		目	日石	人 异音(「)	
(3	1	7	国民年金費	198	

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

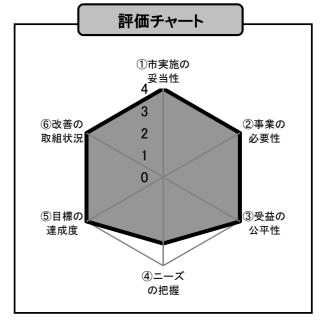
I : 事業概要						
施策事業名	国民年金					
事業目的	・国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行					
事業内容	●全体計画 ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務を行う。 ●事業内容 ○国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務(被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付及び所得情報提供等)を行う。 ○住民からの国民年金に関する相談の受付け、年金事務所等と連携し適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所、事務センター等からの照会の回答を行う。 ○令和元年10月より、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金制度が開始され、日本年金機構へ給付金対象者の所得情報の提供、事前申請として年金担当窓口にて受付、相談及び請求書の発送事務を行う。					
事業の 成果・効果	・法定受託事務については、業務全般を滞りなく作業を進めることができた。 ・国民年金の資格取得時等に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。 ・法定受託事務以外の業務については、年金事務所等と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防いだ。 ・年金生活者支援給付金制度対象者に対し、制度説明や受付等の事務を適切に行った。					

Ⅱ:個別事業内訳 (単位

事業名	決算額	財源	内訳	一般財源	総見直	し・総点検進	捗評価
学 未有	人 异般	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
国民年金事務	1,473	1,473	0	0%	4	4	4
-	-	1	1	1	1	-	-
-	-	1	1	1	1	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	1	1	-	ı	-	-
-	-	ı	ı	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	_	-
合計	1,473	1,473	0	0%	4	4	4

,	単	14		7	Щ	١
- (#	11/	•	_	ш)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
	尹未其	1,441	1,473	1,531
	国県支出金	1,441	1,473	1,531
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の 必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の収入に直結するものである。
③受益の 公平性	4	厚生年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の収入に直結するものでる。
④ニーズ の把握	3	・国からの法定受託事務であるため、ニーズに対する対応が困難なケースもある。 ・国民年金等の相談について、日本年金機構の資料等で制度説明を行った。
⑤目標の 達成度	4	概ね問題なく事務を行うことができた。
⑥改善の 取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、制度を分かりやすくする ため、市ホームページや広報等で情報発信を取り組んでいる。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	・消費税増税に伴い実施された年金生活者支援給付金制度への対応 ・マイナンバーを利用した国民年金保険料免除・納付猶予申請書や学生納付特例申 請書等の処理
令和2年度に見直しを 実施している事項	・年金生活者支援給付金制度関係法の改正による所得情報等提供方法の変更に伴う対応 ・被保険者の国内居住要件等の導入(適用除外要件の追加)に伴う対応
今後見直しを検討する事項	年金業務におけるマイナンバー本格運用に伴う制度周知を含む窓口対応の強化

課題	対応策・今後の方向性
マイナンバーを利用した年金事務の簡素化に伴う対応	・マイナンバーの利用については、今後、国民年金保険料未納者対策 や継続免除審査に利用される予定だが、対応については日本年金機構 (一宮年金事務所)及び管内市町と連携を図りながら進めていく。

予算			目名	決算書(P)	
款	項	目	日石	八 并百 (1 /	
3	1	8	福祉医療助成費	200	

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

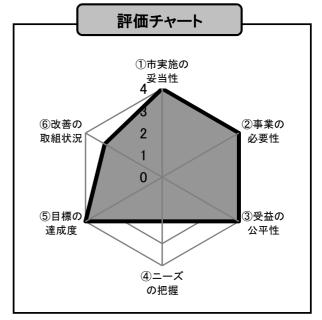
1 : 事業概要 ■				
施策事業名	福祉医療助成			
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。			
事業内容	 ●全体計画 ○医療費の自己負担分を根拠条例、規則に基づき助成を行う。 ●事業内容 ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額又は一部を医療費として支給する。 ○例)子ども医療 (未就学児から中学校3年生まで) 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の全額を子ども医療費として支給する。 (高校1年生から3年生) 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の2/3を子ども医療費として支給する。 			
事業の 成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。			

Ⅱ:個別事業内訳

事業名	決算額	財源内訳		一般財源	総見直し・総点検進捗評価		
争未有	人 异创	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
福祉医療助成事務	10,250	2,273	7,977	78%	2	2	2
障害者医療助成	137,969	65,205	72,764	53%	4	4	4
子ども医療助成	330,754	69,889	260,865	79%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	44,200	21,628	22,572	51%	4	4	4
精神障害者医療助成	71,559	16,732	54,827	77%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	159,295	68,963	90,332	57%	4	4	4
_	-	-	-	-	-	-	-
合計	754,027	244,690	509,337	68%	3	3	3

(単位:千円)

	車業 弗	H30決算	R1決算	R2予算
事業費		757,350	754,027	821,360
	国県支出金	239,130	244,690	267,338
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	0	0	0
	一般財源	518,220	509,337	554,022
一般財源の割合		68%	68%	67%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の 必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の 公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者等約16,000人という多数の 市民が対象となる事業である。
④ニーズ の把握	2	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の 達成度	4	福祉医療事務を円滑に実施できた。
⑥改善の 取組状況	3	犬山市母子保健・福祉等の子育てガイド「さくらんぼ」及び障害福祉ガイドブックに掲載し、子育て世代及び障害のある市民へ周知を行った。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	改元による子ども医療費受給者証の差し替えを行った。
令和2年度に見直しを 実施している事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。
今後見直しを検討する事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。

課題	対応策・今後の方向性
県、他市の福祉医療制度見直しの動向を注視する必 要がある。	子どもの健全な育成を図るため、比較的医療費負担が多い高校3年生までの医療費助成を継続して行い、世帯の経済的負担の解消を図る。

I	予算			目名	決算書(P)
	款	項	目	日石	次 异音(「)
	3	1	10	後期高齢者医療費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

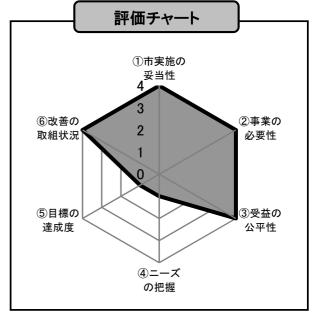
Ⅰ:事業概要	
施策事業名	後期高齢者医療給付
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	 ●全体計画 ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払い計画に基づき支出する。
事業の 成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の 一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

Ⅱ:個別事業内訳 (単位:千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源	総見直し・総点検進捗評価		
	次 异积	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
後期高齢者医療給付費負担金	801,093	0	801,093	100%	4	4	4
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	1	1	1	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	_	-
合計	801,093	0	801,093	100%	4	4	4

(単位:千円)

	事業費	H30決算	R1決算	R2予算
	尹未其	752,385	801,093	800,941
	国県支出金	0	0	0
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	0	0	0
	一般財源	752,385	801,093	800,941
-	一般財源の割合	100%	100%	100%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第98条により、市が一部を負担。
②事業の 必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の 公平性	4	約11,000人の市民が利用する、保険制度を維持する上で必要なものである。
④ニーズ の把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の 達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の 取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要する ものではない。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた費用を支出するものであり、見直 しの必要がないものである。
令和2年度に見直しを 実施している事項	_
今後見直しを検討する事項	_

課題	対応策・今後の方向性
-	_

I	予算			目名	決算書(P)
	款	項	目	日石	次 异音(「)
	3	1	10	後期高齢者医療費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

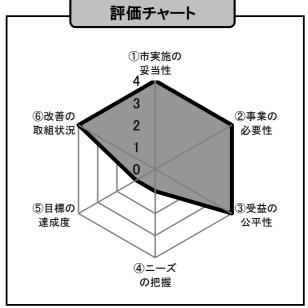
1:争耒恢安	
施策事業名	後期高齡者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に 関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療会計の安定 を図る。
事業内容	 ●全体計画 ○根拠法令に基づき後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施。
事業の 成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

Ⅱ:個別事業内訳

事業名	決算額	財源	内訳	一般財源	総見直し・総点検進捗評価		
争未有	人 异创	特定財源	定財源 一般財源 の割合	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
後期高齢者医療特別会計繰出金	201,146	115,756	85,390	42%	4	4	4
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
-	1	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	_	-
合計	201,146	115,756	85,390	42%	4	4	4

(単位:千円)

	事業費	H30決算	R1決算	R2予算
	尹未其	203,836	201,146	235,304
	国県支出金	115,582	115,756	138,690
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	0	0	0
	一般財源	88,254	85,390	96,614
-	一般財源の割合	43%	42%	41%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義 務付けられており、その業務の一環である。
②事業の 必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の 公平性	4	約11,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズ の把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者の ニーズを把握していない。
⑤目標の 達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の 取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、 見直しの必要がないものである。
令和2年度に見直しを 実施している事項	
今後見直しを検討する事項	_

課題	対応策・今後の方向性
-	_

予算			目名	決算書(P)	
款	項	皿	D 12	八开百 (1)	
3	1	11	老人保健医療費	202	

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

T:事業概要

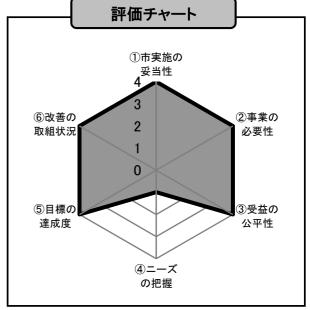
Ⅰ:事業概要	
施策事業名	老人保健医療
事業目的	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行う。
事業内容	 ●全体計画 ○旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出する。 ●事業内容 ○平成28年度から旧老人保健医療費等に係る返還事務が愛知県後期高齢者医療広域連合に移管されたことに伴い、市へ返還のあった医療費等について、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出する。
事業の 成果・効果	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連 合へ負担金として支出することができた。

Ⅱ:個別事業内訳

事業名	決算額	財源	内訳	一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
	人 异创	特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
老人保健医療	85	85	0	0%	4	4	4
-	1	1	1	1	1	-	-
-	1	1	-	1	-	-	-
-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	1	-	1	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-
合計	85	85	0	0%	4	4	4

(単位:千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
	尹未其	240	85	-
	国県支出金	0	0	-
財源	地方債	0	0	-
内訳	その他	240	85	-
	一般財源	0	0	-
一般財源の割合		0%	0%	-



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第38条により愛知 県後期高齢者医療広域連合で実施。市は、第三者納付金を愛知県後期高齢者広域連合へ引 き渡す。
②事業の 必要性	4	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため、継続が必要な優先 度の高い事業である。
③受益の 公平性	4	旧老人保健制度の年間平均受給者数は約8,000人のため、多数の市民が対象となっていた事業である。
④ニーズ の把握	1	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等への精算のため、市民ニーズの把握は 必要ではない。
⑤目標の 達成度	4	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出することができた。
⑥改善の 取組状況	4	後期高齢者医療広域連合と連携を行うようにした。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	老人医療費のうち、平成28年度以降に請求されるものについては、後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなすこととされているため、後期高齢者医療広域連合との連携を行った。
令和2年度に見直しを 実施している事項	国、県等への精算は令和元年度で終了するため、本事業は今年度をもって終了す る。
今後見直しを検討する事項	_

課題	対応策・今後の方向性
-	_

予算			E Ø	決算書(P)
款	項	目	日名	
4	1	3	母子健康づくり推進費	228

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

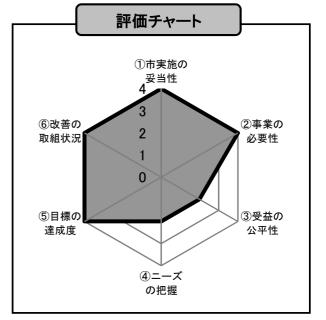
1:争耒概安	
施策事業名	未熟児養育医療
事業目的	入院治療が必要な未熟児の医療費を助成する制度。未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。
事業内容	 ●全体計画 ○根拠法令に基づき医療費の助成を行う。 ●事業内容 ○入院治療が必要な未熟児に対し、母子保健法第20条に基づき養育医療費を給付する。
事業の 成果・効果	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することにより保護者の経済的な負担を軽減することができた。

Ⅱ:個別事業内訳 (単位:千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	一般知识		し・総点検進	・総点検進捗評価		
	八 并识	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
未熟児養育医療	3,495	1,833	1,662	48%	4	4	4
-	1	1	-	1	ı	-	-
-	1	1	-	1	ı	-	-
-	1	-	1	-	ı	-	-
-	-	-	-	-	ı	-	-
-	1	1	-	1	ı	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-
合計	3,495	1,833	1,662	48%	4	4	4

(単位:千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		6,471	3,495	3,739
	国県支出金	4,381	1,163	2,239
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	1,326	670	735
	一般財源	764	1,662	765
一般財源の割合		12%	48%	20%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	母子保健法第20条により市で実施。
②事業の 必要性	4	未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多い ことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付 し、適正な養育を行う必要があるために継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の 公平性	2	毎年変動するが、年数人から十数人の未熟児である市民が対象である。
④ニーズ の把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の 達成度	4	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することができた。
⑥改善の 取組状況	4	市ホームページや子育てガイド「さくらんぼ」等に掲載し、子育て世代の市民へ周知を 行っている。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	ここ数年の実績を鑑み、医療費助成の扶助費当初予算を計上した。
令和2年度に見直しを 実施している事項	平成25年度から県からの権限移譲により市が実施主体となっており、医療費助成の扶助費実績が積み上がってきているため、適正な扶助費予算を計上する。
今後見直しを検討する事項	平成25年度からの医療費助成の扶助費実績を精査し、適正な扶助費予算を計上する。

課題	対応策・今後の方向性
医療費助成の2分の1を国、4分の1を県が補助する補助制度であるが、縮小を含めた補助制度の動向を注視する必要がある。	入院が必要な未熟児に対して、今後も医療費助成を継続して行ってい く。

会計名	決算書(P)
国民健康保険特別会計	385

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I:事業概要

I : 事業概要	
施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	県とともに保険者として、国民健康保険税や国・県等からの負担金や補助金を原資とし、被保険者 の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う等、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	●全体計画 平成30年度からの国保制度改正により、県からの保険給付費等交付金によって、被保険者が疾病、 負傷、出産又は死亡した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業 費納付金を国民健康保険税の収入により確保し、国民健康保険事業を適切に運営する。そのために、 保険税率について国民健康保険運営協議会へ諮り、答申に基づき、税率を改定する。 ●主な事業内容 ○被保険者の資格管理 ○保険給付 ○保険税の賦課 ○保健事業の実施 ●主な決算の内訳 ○一般被保険者療養費 4,038,255.190円 ○一般被保険者療養費 45,238,765円 ○一般被保険者療養費 45,238,765円 ○一般被保険者高額療養費 508,451,299円 ○国民健康保険事業費納付金 1,939,816,265円 ○特定健康診査等事業費 58,578,845円 ○保健事業費 19,515,627円 ○基金積立金 132,109,000円
事業の 成果・効果	保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。 国の制度改革に伴う県域化新体制の初年度の結果を受けて、令和2年度の税率を協議・検討した結果、元年度税率は据え置きとした。 第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画の実施初年度として各事業を実施しつつ新たな課題の発見・対応の検討を行った。 窓口案内文書の改善や市民の来庁負担の軽減について検討し改善を図った。

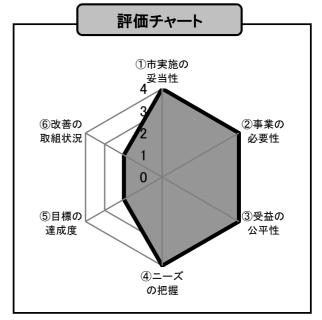
Ⅱ:個別事業内訳

(単位:千円) (総見直し	・総点検進捗評価は4段階)
---------------	---------------

事業名	決算額	財源内訳		一般財源	総見直し・総点検進捗評価		
尹未石	人 异创	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
総務費	27,842	27,842	0	0%	2	2	2
保険給付費	4,625,865	4,554,486	71,379	2%	3	3	3
国民健康保険事業費納付金	1,939,816	184,334	1,755,482	90%	2	2	2
保健事業費	78,095	50,480	27,615	35%	3	3	3
財政安定化基金拠出金、基金積立金、公債費	132,109	0	132,109	100%	2	2	2
諸支出金	8,997	0	8,997	100%	2	2	2
予備費	0	0	0	-	2	2	2
合計	6,812,724	4,817,142	1,995,582	29%	2	2	2

,	単	14		7	Щ	١
- (#	11/	•	_	ш)

声		H30決算 事業費		R2予算
	学 未良	7,211,536	6,812,724	6,952,266
	国県支出金	4,733,987	4,608,651	4,918,980
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	2,137	208,491	176,008
	一般財源	2,475,412	1,995,582	1,857,278
-	一般財源の割合	34%	29%	27%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の 必要性	4	国民皆保険を維持し、加入者が医療機関を安定的に受診するために必要である。
③受益の 公平性	4	被用者保険に加入できない約15,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズ の把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険 運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の 達成度	2	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など一部の 事業で低下がみられた。
⑥改善の 取組状況	2	国保財政の健全な運営のため、財政状況を分析した上で税率改定を検討・実施している。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

実施した事項	国民健康保険財政の県単位化に対応し、安定した事業運営を行うための税率改定を 行った。制度全般についての窓口案内文書として「国保のしおり」を作成した。 健康保険に加入した人の国民健康保険の喪失手続きについて郵送受付できるよう改 善を行いホームページで周知した。
実施している事項	国民健康保険財政の県単位化に対応し、安定した事業運営を行うための前年に引き 続き税率改定の検討を行う。 特定健康診査の受診率向上のため、AIによる傾向分析を導入して効果的な未受診 者への勧奨を行う。
今後見直しを検討する事項	国民健康保険事業会計について、引き続き財政状況を分析・検証し、適正に税率改 定を行う。

課題	対応策・今後の方向性
医療費適正化につながる保健事業の導入検討。 国民健康保険事業運営に係る税率等検討。	第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画の保健事業の推進、見直し。 急激な増加を緩和するために国民健康保険事業基金を継続的に充てながら、国保税を計画的に県基準に近づけていく。 国・県への事業費支援の要望も合わせて行っていく。

会計名	決算書(P)
後期高齢者医療特別会計	467

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

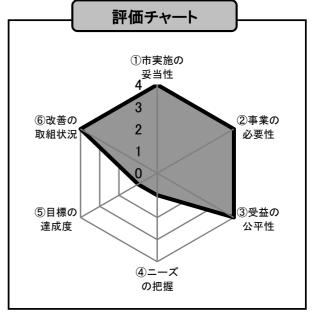
1:爭未似安	
施策事業名	後期高齡者医療事業
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を行う。 また、傷病の未然防止、若しくは早期発見により重症化・長期化することを防止し、被保険者の健康 保持及びその増進を図るため、健康診査等の保健事業を実施する。 保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け等、窓 口業務を行う。なお、対象者は、市内に住む75歳以上の人と、前期高齢者(65~74歳)で一定 の障害のある人である。
事業内容	 全体計画 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。 事業内容 ○被保険者資格管理に関する申請等の受付 ○保険給付に関する申請等の受付 ○保険料の徴収 ○保健事業の実施 主な関係法令等 ○高齢者の医療の確保に関する法律 ○愛知県後期高齢者医療広域連合規約 ○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則
事業の 成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

Ⅱ:個別事業内訳

事業名	決算額	財源内訳		一般財源	総見直し・総点検進捗評価		
	人 异创	特定財源	一般財源	の割合	情報発信	分かりやすさ	サービス水準
総務費	6,455	0	6,455	100%	4	4	4
後期高齢者医療広域連合納付金	1,094,515	0	1,094,515	100%	4	4	4
保健事業費	61,171	51,748	9,423	15%	4	4	4
諸支出金	15,404	436	14,968	97%	4	4	4
予備費	0	0	0	-	4	4	4
-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,177,545	52,184	1,125,361	96%	4	4	4

(単位:千円)

事業費		H30決算		R2予算
	尹未其	1,134,480	1,177,545	1,453,351
	国県支出金	1,911	0	0
財源	地方債	0	0	0
内訳	その他	50,690	52,184	60,980
	一般財源	1,081,879	1,125,361	1,392,371
-	一般財源の割合	95%	96%	96%



Ⅳ:事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の 妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義 務付けられており、その業務の一環である。
②事業の 必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の 公平性	4	約11,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズ の把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者の ニーズを把握していない。
⑤目標の 達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の 取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

V:業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを 実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、 見直しの必要がないものである。
令和2年度に見直しを 実施している事項	_
今後見直しを検討する事項	_

課題	対応策・今後の方向性
_	_